

公文書の管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、公文書の管理に関する条例（令和7年宮城県条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第2項第3号の規則で定める施設）

第2条 条例第2条第2項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 宮城県図書館
- (2) 宮城県美術館
- (3) 東北歴史博物館
- (4) 公立大学法人宮城大学の設置する図書館

（条例第2条第2項第3号の歴史的な資料等の範囲）

第3条 条例第2条第2項第3号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。

- (1) 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- (2) 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- (3) 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

ア 当該資料に情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「情報公開条例」という。）第8条第1項第1号から第3号までに掲げる情報が記録されていると認められる場合にあつては、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

イ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に条例第2条第4項第2号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあつては、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

ウ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあつては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

- (4) 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- (5) 当該資料に条例第14条第4項に規定する個人情報記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

（条例第52条第1項の規則で定める団体）

第4条 条例52条第1項の規則で定める団体は、情報公開条例第38条第2項に規定する特定出資団体等とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。